

事 務 連 絡
令和7年6月23日

管内旅客自動車運送事業者 各位

宮城運輸支局長
(公印省略)

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について

標記について、令和7年6月16日付けで自動車交通部長から通知があったので、
了知願います。

事 務 連 絡
令和7年6月16日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について（依頼）

標記について、令和7年6月12日付け事務連絡により、物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴支局管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に対し周知されたい。



事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 12 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について（依頼）

令和 4 年 4 月 27 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）」のうち、マイナンバーカードと運転経歴証明書^{（※）}の一体化に関する改正規定が令和 7 年 3 月 24 日から施行され、これにより、警察において、運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用が開始されたことを踏まえ、デジタル庁・総務省・警察庁より、大臣官房参事官（交通産業）を通じて別添 1 のとおり周知依頼があったことから、管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に下記事項を周知されたい。

なお、マイナ経歴証明書の活用促進については、別添 2 のとおり、各都道府県及び各指定都市を通じ、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスを提供している事業者に対して周知が行われていることを申し添える。

※運転免許証を自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに失効した方が受けることのできる証明書。

記

○マイナ経歴証明書が提示された場合にも、運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、割引等のサービスを提供すること。

○マイナ経歴証明書の運用開始をもって、運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール（以下「運転経歴証明書交付済シール」という。）の交付が中止されたが、これまでに交付された運転経歴証明書交付済シールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが提示された場合も、引き続き従来と同様の対応をすること。

以上

総合政策局モビリティサービス推進課長
鉄道局鉄道サービス政策室長
物流・自動車局旅客課長
海事局内航課長
航空局航空ネットワーク部航空事業課長

大臣官房参事官（交通産業）

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について（依頼）

標記の件について、デジタル庁・総務省・警察庁より、下記のとおり周知依頼があったことから、関係団体及び交通事業者に対し周知徹底されたい。

記

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」のうち、マイナンバーカードと運転経歴証明書（※）の一体化に関する改正規定が令和7年3月24日から施行され、これにより、警察において、運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用が開始された。

※運転免許証を自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに失効した方が受けることのできる証明書。

ついては、マイナ経歴証明書が提示された場合にも、運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、割引等のサービスをご提供いただくよう、交通事業者への周知徹底をお願いする。

また、マイナ経歴証明書の運用開始をもって、運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール（以下「運転経歴証明書交付済シール」という。）の交付が中止されたが、これまでに交付された運転経歴証明書交付済シールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが提示された場合も、引き続き従来と同様の対応をしていただくよう、交通事業者へ要請いただきたい。

なお、マイナ経歴証明書の活用促進については、別添のとおり、各都道府県及び各指定都市を通じ、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスを提供している事業者に対して周知が行われているが、今般、交通事業者に対する周知徹底の観点から、国土交通省に対して交通事業者への周知依頼があったものである。

【担当】

総合政策局参事官（交通産業）室
善福（内線 54-905）
福田（内線 54-708）
大脊戸（内線 54-813）

デ 国 第 204 号
総 行 マ 第 13 号
警察庁丁運発第 54 号
令和 7 年 3 月 11 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿
各指定都市社会保障・税番号制度担当局長 殿
各都道府県交通担当部長 殿
各指定都市交通担当局長 殿

デジタル庁統括官付参事官
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
警察庁交通局運転免許課長
(公 印 省 略)

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について（依頼）

平素より、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）のうち、マイナンバーカードと運転経歴証明書の一体化に関する改正規定が、令和 7 年 3 月 24 日から施行され、これにより、警察において、運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用を開始することとなりました。

については、これまで交通等様々な業種における多くの事業者には、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供いただいているところ、マイナ経歴証明書の活用促進のため、こうした事業者に対し、マイナ経歴証明書が提示された場合にも、運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、割引等のサービスを御提供いただくよう、貴都道府県及び管内市区町村の担当部局を通じて、別添チラシに当該部局の連絡先を追記し活用するなどの方法により周知の上、要請していただきますようお願いいたします。

なお、マイナ経歴証明書は、外観から運転経歴情報の記録の有無が判別できないことから、マイナ経歴証明書を事業者に提示する場合には、スマートフォン等にインストールした専用の読み取りアプリを使用し、マイナ経歴証明書内の運転経歴情報をスマートフォン等の画面に表示させ、マイナ経歴証明書本体と一緒に提示するよう警察庁等より利用者に周知する予定です。

また、現在運用中の「運転経歴証明書交付済シール」については、マイナ経歴証明書の運用開始をもって、新たなシールの交付は中止することとしますが、これまでに交付されたシールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが提示された場合は、引き続き従来と同様の対応をしていただくことについても、併せて要請していただきますよう、よろしくお願いいたします。

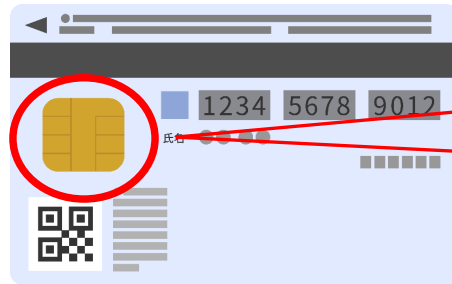
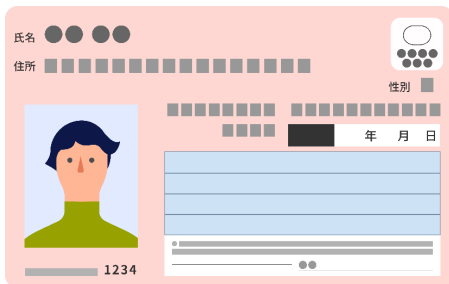
【連絡先】

警察庁運転免許課（担当：岡田）
電話：03-3581-0141（代表）内線：5327

「マイナ経歴証明書」のご案内



令和7年3月24日から、マイナンバーカードと運転経歴証明書を
一体化した「**マイナ経歴証明書**」の申請ができるようになりました。



ICチップに
運転経歴情報が
記録されます。

※ マイナ経歴証明書の券面に運転経歴情報の記録の有無は表示されません。

マイナ経歴証明書の使用（提示）方法

- ① スマートフォン等に**専用の読み取りアプリ**をインストール
- ② アプリを起動してマイナ経歴証明書をかざす
- ③ **運転経歴情報**が**画面に表示**される
- ④ マイナ経歴証明書と一緒に、③の画面を提示



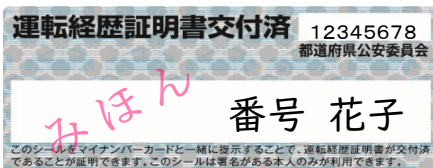
※ この使用（提示）方法は、警察での申請時に利用者に周知します。

マイナ経歴証明書を提示した利用者には、
運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、**割引等の
サービスをご提供いただきますよう**、お願いいたします。

※ 提示を受けた際は、マイナ経歴証明書とスマートフォン等の画面に表示さ
れている運転経歴情報の氏名等が同一であることをご確認ください。



「運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール」について



マイナ経歴証明書の開始をもってシールの交付を中止しますが、これま
でに交付済みのシールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが
提示された場合は、**引き続き従来と同様の対応**をしていただきますよう、
併せてお願いいたします。